

京都市告示第209号

道路法第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年6月20日

京都市長 門川大作

整理番号	路線名	起終	点	重要な経過地
1	南第四経11号線	南区東九条明田町28番地の1地先 同上	点	
2	梅津経71号線	右京区梅津中倉町18番地の6地先 同町18番地の7地先	点	
3	山ノ内1号線	右京区西院金槌町8番地地先 同町14番地の3の2地先	点	
4	深草緯55号線	伏見区深草坊町23番地の2地先 同町18番地の1地先	点	

(建設局土木管理部道路明示課)